

利用規約

本規約は宗教法人大林寺(以下、「管理者」という)が運営する、山水閣(以下、「本施設」という)の施設利用規約(以下「本規約」という)を定めるものとする。本施設利用の葬儀社は本施設の利用申込書の署名をもって本規約に同意するものとする。

尚、本規約は管理運営上の都合やその他の事由により、相当な範囲において変更がある場合は、3か月の間、利用申込書の署名欄に注釈として記載するものとする。

1 定義

「本施設」とは、宗教法人大林寺が運営する山水閣をいう。

「葬儀社」とは本施設を利用するにあたり、利用申込書に署名をした業者をいう。

「業社」とは本施設を利用する葬儀社より行われる葬儀に際し、準備、設営、運営をする全ての業者をいう。(葬儀社を含む)

「利用者」とは喪主、施主、親族、参列者のすべてをいう。

2 本施設の利用の主旨

本施設は葬儀、告別式等の法要を執り行う事を主旨とする貸会場である。

それ以外の用途での使用に際しては、事前に管理者の承諾を得るものとする。

3 本施設の利用時間、利用料金

・本施設の利用料金は別途施設利用料金表に定めるものとする。

・本施設の利用時間は、利用申込書に利用開始時間、利用終了時間を記載するものとし、本施設管理者の承諾をもって決定するものとする。

4 本施設の予約について

・本施設を葬儀会場として利用する際の利用予約は、葬儀社のみ行うことができる。

・本施設予約の際は火葬場の予約が完了してはならない。

・本施設の予約に際し、火葬場の予約が完了していない場合は、仮予約をすることができる。但し、仮予約をした時刻より2時間後までに予約確定の連絡がない場合は自動的に仮予約を破棄するものとする。

・本施設予約は利用申込書が本施設に提出され、受理された段階で予約を完了したものとする。

・本施設予約のキャンセル料金について、管理者は下記の通り葬儀社に請求するものとする。

当日	利用料金の全額
前日	利用料金の全額
それ以外	1万円

5 本施設利用方法等

・葬儀社が本施設の利用を開始する際は、本施設または管理者へ利用開始の連絡をするものとする。

・葬儀社は本施設の利用終了時に施設利用開始時の状態へと原状回復を行い、退館時には本施設従業員もしくは管理者より、原状回復完了の承諾を得るものとする。

- ・本施設利用に際し発生したゴミ等については各業者が責任をもって持ちかえり、本施設内に廃棄してはならない。これを葬儀社は監督するものとする。
- ・本施設における水道、電気、ガス、冷暖房については葬儀社の裁量により使用可能だが、過度な使用をしてはならない。
- ・発熱、咳など体調不良の症状がある方は、本施設への入館を控えるようにする。
- ・本施設内または駐車場内にて起きた盗難、事故、事件においては、本施設または管理者は一切の責任を負わないものとする。

6 防犯、防災等

- ・葬儀社は本施設を使用する各業者へ消火器、消火栓の設置場所等の確認を指示しなければならない。
- ・消防設備の周辺に物を置いてはならない。
- ・消防設備は非常時を除き所定の場所から移動してはならない
- ・火災発生時は直ちに本施設内の火災発信機を作動させ、消防署に通報する。
- ・避難時は本施設の防火管理者の指示に従う。防火管理者が現場に不在の場合は葬儀社の指示の下、避難指示を行う。
- ・地震発生時には、いきなり外へ飛び出したりはせず、転倒や落下しそうなものから離れ、速やかに避難場所へ移動する。
- ・本施設内又は駐車場内にて事件・事故・急病人等の緊急事態が発生した場合、葬儀社は直ちに警察又は消防に連絡し、その後管理者または本施設事務員にこれを報告する。

7 禁止事項

- ・本施設内での、一切の犯罪行為または公序良俗に反する行為。
- ・本施設の設備、器具、仏具を破損する行為、もしくはそのおそれのある行為。
- ・本施設の設備、器具、仏具を本施設外へ持ち出す行為。
- ・本施設の飾り物(掛け軸等)の移動又は撤去。
- ・本施設内へ危険物、有害物質の持ち込み、介護犬・盲導犬等を除くペットの連れ込み。
- ・本施設内の設備関係諸室へ無断で立ち入る行為。
- ・本施設内の秩序を乱す行為、またそのおそれのある行為。
- ・その他、本施設事務員、管理者が不適切と判断した行為。

8 損害賠償義務

- ・葬儀社もしくは業者が故意、または過失により本施設内(造作および設備・備品を含む)を破壊、破損した場合、もしくは発生した火災の原因となりうる行為・事象があった場合、葬儀社は直ちに本施設事務員もしくは管理者に報告をし、これによって生じた一切を賠償しなければならない。
- ・使用者の故意、または過失により本施設内(造作および設備・備品を含む)を破壊、破損した場合、もしくは発生した火災の原因となりうる行為・事象があった場合、葬儀社は直ちに本施設事務員もしくは管理者に報告をしなければならない。但し、これによって生じた一切を賠償に関しては上記の行為を行った使用者本人、もしくはその保護責任者が負わなくてはならない。
- ・本施設内に於いて葬儀社・各業者・使用者・第三者間での事故、もしくは各自所有物の破損・破壊行為があった場合は当事者間での解決をするものとする。

9 免責事由

・本施設は下記に定める事由によって、葬儀社・各業者・使用者が被った損害について責任を負わないものとする。

- ① 地震、落雷、洪水等の天災事変またはその他の不可抗力により生じた損害
- ② 本施設の過失、または故意ではない火災、設備の故障によって生じた損害
- ③ 電気、水道、ガス、および通信設備の供給制限または停止による損害
- ④ 葬儀社、各業者、使用者が持ち込んだ飲食物により生じた損害
- ⑤ 第三者により生じた損害

10 守秘義務

・本施設は葬儀に際し知り得た個人情報について、相手方の同意なく、個人・機関・企業に開示しないものとする。但し、法律上又は関係諸官庁により開示を要求された場合、もしくは、法律上守秘義務を負う第三者への開示を除く。

・本施設にて行う、葬儀、告別式等の法要についての情報（葬儀の日程・喪主の氏名・故人の氏名）については、葬儀社もしくは喪主の書面による開示許可がない限り、それを開示しない。

11 反社会的勢力等の排除

・当施設・管理者及び当施設を利用する葬儀社・各業者・使用者は自己または自己の役員が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずるもの又はその構成員（以下、これらを「反社会勢力」という）に該当しないこと、及び次の各項目のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- ① 反社会勢力等に自己の名義を利用させること
- ② 反社会勢力等が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること。

12 葬儀社の監督範囲

・本規約内容の「6 防犯、防災等」「7 禁止事項」について、葬儀社は各業者、使用者に対して監督するものとする。また監督責任については「8 損害賠償義務」に定めるものとする。」

13 準拠法

・本利用規約の成立、効力発生、解釈にあたっては日本法を準拠法とする。
・現行法規が改定された場合、本規約もそれに準じた改定を行う場合があります。

14 誠実協議

・本規約に定めのない事項、及び本規約の条項に疑義が生じた場合、その都度、利用した葬儀社と誠実な協議を行い、問題の解決にあたるものとする。

以上の利用規約を 2023年1月17日 より施行致します。

宗教法人 慈雲山大林寺 山水閣観音堂
代表役員 鈴木 昭彦